

## 工事契約締結内容

契約年月日	令和 7年 11月 20日
件名	令和7年度 精華町防災保健センターネットワーク接続に係る舗装工事
施工・履行場所	相楽郡精華町大字南稻八妻地内
工事・業務概要等	<p>精華町防災保健センターネットワーク接続に係る舗装改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト舗装新設 283.1m<sup>2</sup></li> <li>・アスファルト舗装撤去 283.1m<sup>2</sup></li> <li>・アスファルト舗装カッター入れ 78.3m</li> <li>・配管部舗装下地盤改良 24.6m<sup>2</sup></li> </ul>
工事・業務種別	建築一式工事
工期・履行期間	令和 7 年 11 月 21 日 から 令和 8 年 2 月 27 日 まで
契約の相手方	京都土木・丸徳特定建設工事共同企業体 (代表者 京都土木株式会社 代表取締役 徳山 正夫)
契約相手方の住所	京都府京都市伏見区羽束師志水町181番地1
当初契約金額	¥3,080,000- (税込)
選定理由 (随意契約)	<p>本工事は、精華町防災保健センターのネットワーク接続に係る舗装改修工事であり、現在施工している防災保健センター新築工事（建築工事）の工期中に本工事の着手が必要なことから、防災保健センター新築工事の請負業者と密に調整を行う必要があります。</p> <p>防災保健センター新築工事の請負業者が施工することで品質、工期及び安全が適切に確保できるとともに、作業を新築工事の工期中に施工できることにより、重機回送費を含む諸経費等が節減でき、他業者への発注と比較し、安価に本工事を発注できるものです。</p> <p>つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定を適用して、京都土木・丸徳特定建設工事共同企業体に対して随意契約を進めます。</p>